

議員提出議案第 3 号

国会における憲法論議の推進と国民的議論を求める意見書

上記の議案を会議規則第14条第 1 項の規定により提出する。

令和 4 年 6 月15日

提出者 西東京市議会議員 富 永 雄 二

賛成者 西東京市議会議員 小 林 たつや

西東京市議会議員 酒井 ごう一郎

西東京市議会議員 坂井 かずひこ

西東京市議会議員 山 田 忠 良

国会における憲法論議の推進と国民的議論を求める意見書

日本国憲法は、昭和22年5月3日の施行以来、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重の三原則の下、我が国の発展に重要な役割を果たしてきた。この三原則は憲法の根幹をなすものであり、今後も堅持されなければならない。しかし、今日に至るまでの75年間、一度の改正も行われていない。

この間、我が国をめぐる内外の諸情勢は劇的に変化を遂げている。とりわけ、今回のロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻により、国際法、国際機関の機能不全が浮き彫りとなり、東アジアの安全保障環境も一層不安定さを増している。

さらに、新型コロナウイルス感染症の蔓延や頻発する大規模災害など、現行憲法が施行された当時には想定されていなかった課題への対応が求められている。これらのことに鑑みれば、憲法についても、改憲、加憲など様々な意見がある中で、直面する諸課題から国民の安全を確保し、福祉の向上を図る内容であることが求められる。

平成19年に「日本国憲法の改正手続に関する法律」が成立したことに伴い、国会に憲法審査会が設置され、国家の根本規範である憲法についての論議が深まることが期待されたものの、ほとんど機能していない。民主主義の根本は議論より始まることから、憲法についても国会はもとより、主権者である国民に幅広く議論され、その結果が反映されなければならない。

よって、国会は、日本国憲法について、憲法審査会を中心に活発かつ広範な議論を推進するとともに、国民的議論を喚起するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

西東京市議会議長 保 谷 なおみ

提出先 衆議院議長、参議院議長